

○長野県警察表彰要綱の制定について

(平成9年3月21日例規第4号県警察本部長)

最終改正 平成31年1月1日

部・課(隊)長

警察学校長

警察署長

表彰事務処理の能率化及び真に功労のある警察職員を賞揚して士気の高揚を図るとともに、警察活動に寄与した警察部外者に謝意を表すため、警察表彰規則(昭和29年国家公安委員会規則第14号)及び長野県警察の表彰に関する訓令(平成9年長野県警察本部訓令第7号。以下「訓令」という。)第20条の規定に基づき、次のとおり長野県警察表彰要綱を制定し、平成9年4月1日から実施することとしたから、誤りのないように取り扱われたい。

なお、長野県警察表彰要綱の制定について(昭和49年3月20日例規第10号)は、廃止する。

長野県警察表彰要綱

第1 表彰の種類

長野県警察本部長(以下「本部長」という。)が行う表彰の種別を、定例表彰と随時表彰に分ける。

(1) 定例表彰の種類、基準等は次に掲げるとおりとする。

ア 定例表彰の区分、種類、表彰基準及び表彰時期は、別表第1によるものとする。

イ 定例表彰に伴う表彰上申の時期等については、その都度定めるものとする。

(2) 随時表彰の種類、基準等は次に掲げるとおりとする。

ア 随時表彰の区分、種類及び表彰基準は別表第2によるものとする。

イ 別表第2の基準により難しい事案の表彰については、別に審査するものとする。

第2 部長表彰

長野県警察本部の部長が行う表彰の基準は、別表第2の表彰基準に準じた事案について、本部長が行う表彰の基準には至らないがその功労が認められるものとする。

第3 副賞及び即賞の基準

1 副賞の額は、別表第3に定める基準額の範囲内とする。ただし、功労内容によりその金額を増額することができる。

2 即賞としての賞揚金は、副賞の基準額の範囲内で行うものとする。

第4 表彰の上申

表彰の上申に当たっては、訓令第15条に規定するもののほか、次に掲げるとおりとする。

(1) 定例表彰のうち、優良留置管理業務専従職員表彰については、所属長が警察本部留置管理課長を経由して上申するものとする。

(2) 功労又は業績の内容は、具体的に記載するものとする。

(3) 一つの功労事実について功労者が二人以上ある場合は、その氏名上部に百分率をもって功労の程度を示すものとする。

(4) 同一事案について、部署等及び個人の表彰を上申する場合は、原則として同時に行うものとする。

(5) 功労内容によっては事案の終結を待たずに上申するものとする。

第5 勤続期間の算定

警察職員の勤続期間を算定するに当たっては、採用の日から表彰の行われる日までを計算することとするほか、次に掲げる要領によるものとする。

(1) 勤続期間の中断した者については、前後の勤続期間を通算する。

(2) 長野県警察以外の警察機関(外国政府の警察機関を含む。)における勤続期間は、これを算入する。

(3) 長野県警察職員であった者が、警察機関以外の官公署等の職員として出向し、再び長野県警察職

員となった場合においては、その出向期間を通算する。

(4) 警察機関以外の官公署等（旧日本国有鉄道を含む。以下同じ。）に勤務していた者が、長野県警察職員として採用された後、5年を経過した場合は、当該官公署等の勤続期間を通算する。ただし、自己の都合により官公署等を退職し、長野県警察職員として採用された者を除く。

(5) 休職及び停職の期間は、次に該当する場合を除き通算しない。

ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項第1号の規定による休職者のうち、公務上の負傷又は疾病による者（永年勤続退職警察職員表彰については、公務以外のものを含む。）

イ 地方公務員法第28条第2項第2号の規定による休職

ウ 職員の分限に関する条例（昭和27年長野県条例第8号）第2条の規定による休職

別表省略